

平成24年度

# 保育園入園児童の

## 受付を始めます

入園申し込みの際は、必ず希望する保育園を見学しただいで申し込んでください。

【受付期間】  
11月15日(火)～12月15日(木)  
(土・日・祝日を除く)

### 【入園資格】

保育園の入園資格は、児童の保護者及び同居の親族が、次のいずれかの事情により児童を保育することができない場合です。

### 【受付窓口】

○子育て支援課(市役所1階)  
☎ 1128

○市民福祉課(総合支所1階)  
☎ 1331(内線316)

① 昼間家庭外で仕事をしている場合

### 【入園の決定】

入園の決定は、2月中旬から3月上旬に通知でお知らせします。(入園の判定は、先着順ではありません。)

② 昼間家庭で児童と離れ、日常の家事以外の仕事(内職を含む)をしている場合

③ 母親が妊娠中、又は出産後で保育できない場合(産後2か月までの期間)

④ 病気・心身障害などにより保育できない場合

⑤ 家庭に、長期にわたる病人や障害のある人がいて、看護をするため保育できない場合

⑥ 火災その他の災害復旧のため保育できない場合

⑦ ①～⑥に類する状態であると市長が認めた場合

【保育料の決定】  
保育料は、前年分の所得税、又は前年度市民税額で決まります。入園申し込み後、準備ができましたら、忘れずに次の書類を提出してください。

### 提出書類

・平成23年分所得税額が分かる書類(源泉徴収票のコピー)又は確定申告書のコピー  
※保育料は3月下旬に決定し、通知します。なお、書類が未提出の場合、保育料の算定ができませんので、一定期間、最高額の保育料を納めていただくこととなります。

### ◎平成23年1月1日以降に本

庄市に転入した人  
所得税が非課税の人は、平成23年度の住民税額が分かる書類も提出してください。(平成23年1月1日現在の住所地の住民税担当課で所得・課税証明書等を取得してください。)

### 【通常保育以外の事業】

各保育園(所)では、入園以外に、次のような事業を行っています。各事業については、保育園(所)へお問い合わせください。

#### ■一時預かり事業

急用等で一時的に子どもを保育してほしい場合などに利用できます。(いずみ保育所、久美塚保育所、梅花保育園、北泉保育園、児玉保育園、西光保育園、西光第二保育園で実施)

#### ■特定保育事業

パート等で決まった日時のみ保育を必要とする場合に利用できます。(ほほえみ子ども

### もの国保育園で実施)

#### ■子育て支援センター事業

就園前の親子を対象に育児相談、講演会などを実施しています。(いずみ保育所、こざくら保育園、北泉保育園、児玉保育園、西光保育園で実施)

#### ■病後児保育事業

病気の回復期の児童で、集団保育が困難な場合、保育所に付設された専用の保育室で一時的に保育します。(いずみ保育所で実施)

#### ■家庭保育室

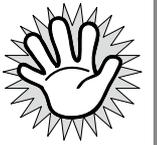
入所希望者は、直接家庭保育室までご連絡ください。  
○加川ベビールーム(日の出4-3-4 ☎ 240586)

## 保育園(所)一覧表

保育園(所)名称	定員(人)	所在地	電話
市立いずみ保育所	90	小島 5-5-45	☎4891
市立藤田保育所	60	牧西30	☎2886
市立久美塚保育所	90	児玉町児玉2351-1	☎4386
市立金屋保育所	90	児玉町金屋1173	☎1238
市立秋平保育所	60	児玉町秋山2527-1	☎1167
市立共和保育所	60	児玉町蛭川885	☎0104
旭保育園	90	駅南1-5-20	☎3398
本庄保育園	150	小島1-5-18	☎3913
こざくら保育園	200	栄3-6-34	☎5812
若草保育園	90	仁手669-4	☎5001
梅花保育園	90	見福1-2-7	☎4474
日の出保育園	100	沼和田1020	☎5263
みどり保育園	90	寿3-10-30	☎5957
聖徳本庄保育園	60	栄2-10-14	☎4365
小島南保育園	70	小島南3-1-5	☎5543
北泉保育園	120	西五十子620-1	☎2572
たんぼぼ保育園	60	今井1328	☎9890
ほほえみ子どもの国保育園	35	緑2-15-5	☎1018
児玉保育園	170	児玉町児玉2448-1	☎0186
西光保育園	70	児玉町塩谷85-1	☎5147
西光第二保育園	60	児玉町吉田林447-6	☎5473

11月は児童虐待防止月間です

# STOP児童虐待



## 児童虐待とは

親や養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。「しつけ」と思っている行為でも、現実に子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは虐待です。親の立場よりも、子どもの立場で判断することが大

切です。具体的には次の4つのタイプがあります。

○**身体的虐待** 殴る、蹴る、体を激しく揺さぶるなど

○**性的虐待** 性的行為を強要したり、ポルノの被写体にするなど

○**心理的虐待** 子どもの心を傷つけるようなひどいことを言ったり、無視、きょうだい間の差別、子どもの目の前でドメスティックバイオレンス（配偶者からの暴力）を行ったりするなど

○**ネグレクト**（保護の怠慢・拒否）  
食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病気やケガをしても病院に連れて行かない、乳幼児だけ残して外出するなど

## みんなで防ぐ児童虐待

### 守るのは 気づいたあなたの その勇気

（平成23年度 児童虐待防止月間標語）



虐待は家庭の中で起こっていることが多いため発見されに

## ご相談はこちらへ！

- ◎家庭児童相談室（子育て支援課内） ☎251129
- ◎熊谷児童相談所 ☎048-521-4152
- ◎埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル ☎048-779-1154

## ひとり親家庭児童就学

### 支度金支給制度のご案内

県では、市町村民税非課税世帯のひとり親家庭の児童が中学校へ入学するとき、就学支度金を支給しています。次に該当する人は、下記の受付期限までに申請してください。受付期限を過ぎると、資格があつても支給されませんのでご注意ください。

【支給額】  
10,000円

【受付期限】  
12月28日(水)

【申請方法】  
振込先金融機関の通帳を持参のうえ、子育て支援課又は市民福祉課へ

### 【対象】

母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さん、又は父母のいない児童を養育している人で、平成24年4月に中学校へ

★子育て支援課 ☎2511330、市民福祉課 ☎2513331（内線316）

## 子育て家庭を支援する福祉制度

### 申請漏れはありませんか

次代の社会を担う児童の家庭を、経済的に支援することを目的とした次の制度があります。

申請し、認定されれば、その翌月分から支給されます。

### 【子ども手当】

中学校修了前の子どもを養育している人

### 【児童扶養手当】

父又は母親がいない子ども

★子育て支援課 ☎2511330、市民福祉課 ☎2513331（内線316）